

令和6年5月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日(月) 午後3時00分～午後3時40分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 12人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第31号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第32号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第32号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

報告第33号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件

報告第34号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に1番島田裕康委員、2番矢島秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第30号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり
議案第31号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第32号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
報告第32号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙の通り
報告第33号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第34号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和6年5月27日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長 議案第30号番号1及び2について借受人が同一であるため、一括で事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
議案第30号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 2,685 m²、1,964 m²であり、
権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
番号2につきましては、
所在が、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、5ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,945㎡、1,494㎡であり、
権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人は番号1と同一であるため省略いたします。
権利の始期と終期ですが、
令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕運機1台、トラクター4台、トラック2台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め6名となっています。主たる経営作物
は、露地野菜となります。
農作業従事日数については、申請者は300日となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 25日に現地を確認しました。畑には少し草が生えていましたが、時期的に生えてくるような、簡単に摘み取れるような草でした。
また、継続の利用権設定ということですが、作付けをしていた痕跡も確認ができましたので、今後も耕作をしていただけたと思われま
す。なお、事務局から説明がありました通り、申請者に関しても問題ないと考えております。審議の程よろしく
お願いします。

会長 議案第30号番号1について何か意見ございませんか。

11番委員 借人が所有している作業所などは全て〇〇〇〇にありますか。

事務局 基本的にはそうです。

11番委員 では、〇〇〇〇で収穫したものに関しても〇〇〇〇で作業するということですね。分かりました。ありがとうございます。

会長 他に意見はありますか。
異議なしの声が出ましたので、決定とします。

議案第30号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声が出ましたので、決定とします。

議案第31号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 8ページをご覧ください。
議案第31番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、9ページ、10ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が1,225㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
譲渡人の経営面積は3,230㎡、
譲受人の経営面積は39,444.95㎡となります。
申請事由は有償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件
について、〇〇〇〇さんは、コンバイン1台、トラクター3台、耕うん機4台、トラ
ック4台を所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め2名と記載されております。
主たる経営作物は、かんしょ、里芋、ジャガイモ、小松菜、大豆、小麦となっておりま
す。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書
によりますと2名満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

7番委員 譲受人は〇〇〇〇で一生懸命農業をやられている方です。
トラクターやトラックに関しては事務局が言ったとおりです。
当該地に関してですが、現状はまだ〇〇〇〇さんの方でジャガイモが作付けされ
ていました。当該地の隣の畑も〇〇〇〇さんが借り入れております。譲受人は町
内で大規模に農業経営を行っており、何ら問題はないと思います。慎重審議の程
よろしくをお願いします。

会長 議案第31号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第32号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページをご覧ください。
議案第32号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、権利が賃借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇の一部の1筆となっております。

所在につきましては、12ページから15ページの案内図、公図の写し、平面図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域外となっております。

面積は 3,747 m²のうち331m²となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、資機材置場となっており、転用期間は許可日から令和7年8月31日までの一時転用となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、〇〇〇〇道路築造工事を着手するにあたり、重機の置場及び出入りする工事協力会社の駐車場が必要となり、現在所有している資機材置場からの移動は当該地域近隣の交通を妨げ、安全性を確保することが難しいため、貸人に相談したところ、当該地の一部を資機材置場として転用することに同意を得られたため、申請したとのことです。

詳しい土地利用計画図につきましては、16ページをご覧ください。

続きまして、17ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

「2管2施設」の「2管」とは水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が入っていることを指しており、その2種類以上が埋設された道路の沿道の区域にあることが条件となります。また、「2施設」とは、教育施設や医療施設等の公共施設又は公益的施設が周囲 500m以内に存在していることが条件となっております。

今回は水道管、下水道管の2管、そして西方向に〇〇〇〇、北西方向に〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 申請者にお話を伺ったところ、畑の前面の道路を築造するにあたり、機材置き場や駐車場の確保が必要ということで、地権者に相談したところ、快諾していただいたそうです。当該地に資機材置場ができることで、作業の効率性の向上や安全性の確保が図れるということです。

また、地権者は仕事の関係上、野菜の作付けをあまり行っていないようです。都市計画道路ということで大変公共性も高い事業でありますし、また一時転用であるということ、地元の建設会社ということで信用等も問題ないかと思われませんが、慎重審議のほどよろしく願い申し上げます。

会長 議案第32号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

これよりは報告案件となりますが、報告第32号番号1について農業委員の〇〇〇〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは、報告第32号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 18ページをご覧ください。
報告第32号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、権利は、賃借権の設定です。
所在は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。
所在につきましては、19ページから23ページの案内図、公図の写し、立面図、土地利用計画図、構造図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため、農業振興地域には該当しません。
面積は上から952㎡、124㎡、257㎡、の計1333㎡となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は飲食店のためとして受理済みです。
報告第32号については以上となります。

会長 報告第32号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

それでは、報告第33号番号1以降の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局 24ページをご覧ください。
報告第33号番号1は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。
今回は、〇〇〇〇、〇〇〇〇より報告を受けました。
農地法第6条の2では現況の農地が適切に管理されているかの確認と業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数の確認が必要となります。
現況の農地に関しては、事務局が現地を目視して適切に管理されていることを確認しており、業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数は、報告書の方で問題ないと確認しております。

25ページ、26ページの別紙の地番一覧をご覧ください。

合計13筆、合計面積 38,950 m²となっております。

所在につきましては27ページから50ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振農用地となっております。

25ページにつきましては、

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間となります。

一方、26ページにつきましては、

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借になっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

上から2筆に関する権利の始期と終期は令和2年11月1日から令和8年7月31日までの5年9か月間となります。

後の3筆に関する権利の始期と終期は令和4年2月1日から令和10年1月31日までの6年間となります。

なお、届出受理済でございます。

続いて報告第34号についてご報告いたします。

51ページをご覧ください。

報告第34号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は 3,115 m²のうち30m²となっております。

所在等につきましては、52ページから55ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用ビニールパイプハウスとして受理済みです。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は1,799 m²のうち199m²となっております。

所在等につきましては、56ページから62ページまでの案内図、公図の写し、位置図、配置図、平面図、立面図、求積図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用作業場、農業用資材置場、トイレ、農業用通路として受理済みです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 6 年 6 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信